

社会保険歯科診療報酬点数早見表(1)

(令和4年4月1日実施)

日本歯科医師会

<注> 下記点数のうちゴシックは所定点数、() の点数は6歳未満の乳幼児又は著しく歯科診療が困難な者を診療した場合の点数。

	※印は施設基準届出が必要	外来環 1*	時間外	休日	深夜	⑨	⑩時間外	⑪休日	⑫深夜	特	⑬⑭	⑮	⑯	⑰	特連*	特地
			休日・深夜を除く標準時間外	日曜・祝日 12/29~1/3	午後10時~午前6時	6歳未満	乳幼児における時間外、休日、深夜の診療			著しく治療が困難な者		治療環境に円滑に適応できるようにする		特連医療機関	特連を除く歯科診療所	
初診	歯科初診料*264 歯科初診料(未届の場合)240	+23	+85	+250	+480	+40	+125	+290	+620	+175	+215	+250	+290	+150	+100	
再診	歯科再診料*56 歯科再診料(未届の場合)44	明細+1	+3	+65	+190	+420	+10	+75	+200	+530	+175	+185	電子的保健医療情報活用加算 初診時(月1回)+7 (診療情報の取得が困難な場合等)+3 再診時(月1回)+4			

※印は算定に文書による情報提供が必要な場合																
歯科疾患管理料	100															
(初診月)	80															
文書提供加算*	+10															
長期管理加算(初診月から起算して6月を超えた場合)																
か強診	+120															
上記以外	+100															
エナメル質初期う蝕管理加算(かかりつけ歯科医機能強化型歯科診療所)	+260															
洗口指導加算*(4歳以上16歳未満、修復終了後)	+40															
(注)う蝕多発傾向者が対象																
総合医療管理加算	+50															
口腔機能管理料*	100															
小児口腔機能管理料*	100															
歯科衛生実地指導料1*(月1回、15分以上指導)	80															
歯科衛生実地指導料2*(月1回15分以上又は合計15分以上)	100															
(歯科診療特別対応連携施設・地域歯科診療支援病院)																
歯周病患者画像活用指導料	10															
2枚目から1枚につき(1回につき5枚限り)	+10															

歯科訪問診療料(1日につき)(初・再診料を含む)				歯科訪問診療における特掲診療料の加算												
		同一建物に居住する患者数		訪問診療のみ算定	拔髓 感染根管処置 膿瘍切開 乳歯・永久歯の普通拔歯 磁性アタッチメントの磁石構造体 有床義歯修理 欠損補綴の印象採得(連合・特殊) 咬合印象 有床義歯の咬合採得 有床義歯内面適合法											
		歯科訪問診療1 (1人のみ)	歯科訪問診療2 (2人以上 9人以下)		・歯科訪問診療料のみを算定した患者は、拔髓、感染根管処置、膿瘍切開、乳歯・永久歯の普通拔歯、欠損補綴の印象採得(連合・特殊)、咬合印象、有床義歯の咬合採得、磁性アタッチメントの磁石構造体の場合は()の点数を算定する。 ・拔髓即充、感根即充、有床義歯修理、有床義歯内面適合法は<>の点数を算定する。											
患者1人につき診療に要した時間	20分以上	1100 <1090>	361 <351>	185 <175>												
	20分未満	880 <870>	253 <243>	111 <101>												

*初診料注1の未届医療機関は<>の点数で算定する

歯科訪問診療料への加算

在宅医療	歯援診1／歯援診2 か強診 歯科診療所	歯科訪問診療1～3			歯科訪問診療1(20分以上)のみ				
		歯科訪問診療補助加算		地域医療連携体制加算	診療時間に対する加算	患者の状態による加算		在宅歯科医療推進加算	歯科訪問診療移行加算
		同一建物居住者以外	+115			+175	特導 +250		
	歯援診1／歯援診2	同一建物居住者	+50					+100	
	か強診	同一建物居住者以外	+115					+150	
		同一建物居住者	+50					+100	
	歯科診療所	同一建物居住者以外	+90						
		同一建物居住者	+30						

通信画像情報活用加算+30

訪問歯科衛生指導料(20分以上、月4回まで)(文書提供が必要)(訪問診療日より1月以内)

单一建物診療患者が1人の場合360

单一建物診療患者が2人以上9人以下の場合328

上記以外300

在宅患者訪問口腔リハビリテーション指導管理料(20分以上、月4回)

0～9歯400

10～19歯500

20歯以上600

在宅療養支援歯科診療所加算1+145

在宅療養支援歯科診療所加算2+80

かかりつけ歯科医機能強化型歯科診療所加算+75

栄養サポートチーム等連携加算1+80

栄養サポートチーム等連携加算2+80

小児在宅患者訪問口腔リハビリテーション指導管理料(20分以上、月4回)600

在宅療養支援歯科診療所加算1+145

在宅療養支援歯科診療所加算2+80

かかりつけ歯科医機能強化型歯科診療所加算+75

小児栄養サポートチーム等連携加算1+80

小児栄養サポートチーム等連携加算2+80

歯科疾患在宅療養管理料(月1回)

在宅療養支援歯科診療所1の場合340

在宅療養支援歯科診療所2の場合230

上記以外の場合200

在宅総合医療管理加算+50

文書提供加算+10

栄養サポートチーム等連携加算1+80

社会保険歯科診療報酬点数早見表(2)

(令和4年4月1日実施)

日本歯科医師会

<注> 下記点数のうちゴシックは所定点数、() の点数は6歳未満の乳幼児又は著しく歯科診療が困難な者を診療した場合の点数。

検査	歯周病検査 (1口腔単位)(1月以内の検査2回目以降は50/100の算定)				電気的根管長測定検査 (EMR) (1根管目) 30 2根管目から1根管につき +15 細菌簡易培養検査 (S培) (1歯1回につき) 60 頸運動関連検査 (1装置につき) 380 〔下頸運動路描記法 (MMG), ゴシックアーチ描記法 (GoA) の場合 バントグラフ描記法 (Ptg), チェックバイト検査 (ChB) 〕の場合				有床義歯咀嚼機能検査1 (1回につき) 下頸運動測定と咀嚼能力測定を併せて行う場合 560 咀嚼能力測定のみを行う場合 140 有床義歯咀嚼機能検査2 (1回につき) 下頸運動測定と咬合圧測定を併せて行う場合 550 咬合圧測定のみを行う場合 130 精密触覚機能検査 (月1回) 460 小児口唇閉鎖力検査 (3月に1回) 100 睡眠時歯科筋電図検査 (一連につき) 580			
	歯周基本検査 (乳歯は歯数に含まない)	1~9歯	10~19歯	20歯以上								
	50	110	200									
	歯周精密検査 (乳歯は歯数に含まない)	100	220	400								
	混合歯列期歯周病検査	80 (ブラークの付着状況及びプローピング時の出血)										
	口腔細菌定量検査 (1回につき)		130									
	歯周病部分的再評価検査 (歯周外科手術後1歯1回に限り)		15									
	歯冠補綴時色調採得検査		10									
画像診断	単純撮影(I)(フィルム料含む) ()の点数は一連症状確認 標準型 48(38) 咬合型 58(48) 全顎10枚法 439 小児型 47(37), 48(38) 咬合型 59(49) 全顎14枚法 451 3歳未満の乳幼児には撮影料50/100加算 3歳以上6歳未満の幼児には撮影料30/100加算				単純撮影(II)(スタタスエックス2等)(フィルム料含む) スタタスエックス2(カビネ使用)1枚 154 注) フィルムの算定については、使用フィルムと 四ツ切フィルムとの面積比により算定する。				パノラマ断層撮影 (フィルム料含む) 四ツ切 311 オルソパントモ型 (小) 317 (大) 315 〔3歳以上6歳未満 (小) 372 (大) 370 〕 時間外緊急院内 画像診断加算 (1日につき) 〔時間外 休日 深夜〕 +110			
	フィルム料 標準型 2.9, 咬合型 4.0, 四ツ切 6.2, 小児型 2.3, 3.1, 咬合型 2.7, カビネ 3.8, オルソパントモ型 (小) 12.0 (大) 10.3											
	デジタル撮影 電子画像管理加算 (フィルム料なし) エックス線 10 パノラマ 95 歯CT 120 その他 60 「電」 58(48) 「パ電」 402(402) 「CT電」 1170(1170) 「他電」 213(171)											
	処方 6種以下 42	調剤料 1回の処方につき 内服・浸煎・屯服 11 (3歳未満+3)	薬剤料 外用 8	内服・浸煎(1日分の薬価) 屯服(1回分の薬価) -15円 外用(1調剤の薬価) 注射薬剤(1回分の薬価)	÷10円+1点 (1点未満の端数は切り上げる)	処方箋 6種以下 68 7種以上 40 (3歳未満+3) (一般名処方1+7) (一般名処方2+5)	注 静脈内 34 射 皮内・皮下・筋肉内 22					
	リハビリ	歯科口腔リハビリテーション料1	1 有床義歯 (装着月以外、月1回に限り) 困難 124 〔上記以外 104 2 舌接触補助床 (月4回に限り) 194 3 その他 (口蓋補綴、顎補綴、 月4回に限り) 189	歯科口腔リハビリテーション料2 54 (頸関節治療用装置装着患者、月1回に限り、施設基準)	摂食機能療法 (1日につき) 30分以上 185 ・治療開始から3月以内、1日単位で算定 ・治療開始から4月以上、月4回に限り 30分未満 130 ・脳卒中発症から14日以内、1日単位で算定							
	処置	う蝕処置 (1歯1回につき) 18 (27) 咬合調整 〔1~9歯 40 (60) 10歯以上 60 (90) 残根削合 (1歯1回につき) 18 (27) 〔歯髓温存療法 190 (285) 歯髓保護処置 (1歯につき) 〔直PCap 152 (228) 間PCap 36 (54) 象牙質レジンコーティング (1歯につき) 46 (69) 早期充填処置 (シーラント) (乳歯又は幼若永久歯) (1歯につき、歯面清掃、前処理、材料料を含む) 〔複合レジン系 145 (212) グラスアイオノマー系 {標準型 142 (209) 自動練和型 143 (210) 除去 (1歯につき) 〔簡単 20 (30) 困難 48 (72) 著しく困難 80 (120) 根管内異物除去 150 (225) 手術用顕微鏡加算 +400 (+600) 歯の破折片除去 (麻酔の費用は別算定) 30 (45) 有床義歯床下粘膜調整処置 (1顆1回につき) 110 (165) う蝕薬物塗布処置 〔3歯まで 46 (69) 4歯以上 56 (84) 知覚過敏処置 (1口腔1回につき) 〔3歯まで 46 (69) 4歯以上 56 (84) 生活歯髓切断 (1歯につき) 230 (345) 歯根完成期以前及び乳歯 +40 (+60) 失活歯髓切断 (1歯につき) 70 (105) 口腔粘膜処置 (1口腔につき) 30 (45) (レーザー照射による処置を行った場合) 後出血処置 530 (795) 6歳未満 560 (840) (後出血処置は麻酔に使用した薬剤料を別途算定) 口腔内外科後処置 (1口腔1回につき) 22 (33) 口腔外科後処置 (1回につき) 22 (33)	フッ化物歯面塗布処置 (1口腔につき) う蝕多発傾向者 (16歳未満、3月に1回) 110 (165) 初期の根面う蝕 (65歳以上、3月に1回) 110 (165) エナメル質初期う蝕 (3月に1回) 130 (195) 歯周基本治療 (浸麻の費用を含む) スケーリング(SC) 1/3顆につき 1/3顆を増すごと 初回時 72 (108) +38 (+57) (1/3顆単位) 2回目以降 36 (54) +19 (+29) SRP 前歯 小臼歯 大臼歯 初回時 60 (90) 64 (96) 72 (108) (1歯につき) 2回目以降 30 (45) 32 (48) 36 (54) 歯周病定期治療 (SPT) 1~9歯 200 (300) 10~19歯 250 (375) (3月に1回) 20歯以上 350 (525) (歯周外科手術後等の治療間隔の短縮が必要な場合は月1回可) (かかりつけ歯科医機能強化型歯科診療所において治療を開始した場合は月1回可) かかりつけ歯科医機能強化型歯科診療所加算 (月1回) +120 (+180) 歯周病重症化予防治療 (P重防) 1~9歯 150 (225) 10~19歯 200 (300) (3月に1回) 20歯以上 300 (450) 周術期等専門的口腔衛生処置 (1口腔につき) 周術期等専門的口腔衛生処置1 100 (150) (周I、周IIの入院中患者に衛生士が実施、術前・術後に1回限り) (周IIIの患者に衛生士が実施、周III算定月に月2回限り) 周術期等専門的口腔衛生処置2 110 (165) (歯科医師又は衛生士が実施、口腔粘膜に対する処置を行 い、口腔粘膜保護材を使用した場合、1回に限り) 機械的歯面清掃処置 (1口腔につき) 72 (108) (歯科医師又は衛生士が実施、2月に1回に限り) 歯周病処置 (P処) (1口腔1回につき) 14 (21) 歯周治療用装置 (印象、装着等を含む) (人工歯、鉤等は別算定) (歯周精密検査を実施した場合に算定) 冠形態 (1歯につき) 50 (75) 床義歯形態 (1装置につき) 750 (1125)	暫間固定 (固定源となる歯は歯数に含めない) 簡単なもの 230 (345) (エナメルボンドシステムの場合は200点 (300点)) 困難なもの 530 (795) (エナメルボンドシステムの場合は500点 (750点)) 暫間固定装置修理 70 (105) 暫間固定除去 (1装置につき) 30 (45) 線副子 (1顆につき) 680 (1020) 口腔内装置 1 頸関節治療用装置 1530 (1545) 歯ぎしりに対する口腔内装置 1650 (1725) 口腔内装置 2 頸関節治療用装置 830 (845) 歯ぎしりに対する口腔内装置 950 (1025) 口腔内装置 3 歯ぎしりに対する口腔内装置 800 (875) 気管内挿管時の歯の保護等を目的として製作した 口腔内装置 680 (695) 睡眠時無呼吸症候群に対する口腔内装置 (1装置につき) 睡眠時無呼吸症候群に対する口腔内装置 1 3300 (3450) 睡眠時無呼吸症候群に対する口腔内装置 2 2300 (2450) 舌接触補助床 (1装置につき) 〔新たに製作した場合 2620 (2680) 〔旧義歯を用いた場合 1120 (1180) 口腔内装置調整・修理 (1口腔につき) 口腔内装置調整 〔睡眠時無呼吸症候群、歯ぎしり 120 (180) 〔上記以外 220 (330) 口腔内装置修理 234 (351) 術後即時頸補綴装置 (1顆につき) 2800 (2950) 注) 暫間固定、線副子、口腔内装置、睡眠時無呼吸症候群 に対する口腔内装置、舌接触補助床、術後即時頸補綴 装置の点数は装着料を含む。印象採得料、装着材料料 は別算定。								
	抜 髓 (1歯につき)	感染根管処置 (1歯につき)	根管貼葉処置 (1歯1回につき)	根管充填 (1歯につき)	拔髓即充 (1歯につき) 《 》内は歯科訪問診療料のみ算定患者の点数	感根即充 (1歯につき)	加压根充処置 (1歯につき) (補管届出医療機関のみ) エックス線による確認					
	単根 232 (302) (歯髓温存療法) 後3月以内 190点減算	単根 158 (205)	単根 32 (48)	単根 72 (108)	単根 304 (410) 《374》 (歯髓温存療法) 後3月以内 190点減算	単根 230 (313) 《277》	単根 138 (207)					
	2根 424 (551) (直PCap後1月以内 152点減算)	2根 308 (400)	2根 40 (60)	2根 94 (141)	2根 518 (692) 《645》 (直PCap後1月以内 152点減算)	2根 402 (541) 《494》	2根 166 (249)					
	3根以上 598 (897) (直PCap後1月以内 152点減算)	3根以上 448 (672)	3根以上 56 (84)	3根以上 122 (183)	3根以上 720 (1080) 《1019》 (直PCap後1月以内 152点減算)	3根以上 570 (855) 《794》	3根以上 210 (315)					
							手術用顕微鏡加算 (3根以上) +400 (+600)					
							Ni-Tiロータリーファイル加算 +150 (+225)					

(不許複製・禁転載)

社会保険歯科診療報酬点数早見表(3)

(令和4年4月1日実施)

日本歯科医師会

＜注＞ 下記点数のうちゴシックは所定点数、（ ）の点数は6歳未満の乳幼児又は著しく歯科診療が困難な者を診療した場合の点数。

社会保険歯科診療報酬点数早見表(4)

(令和4年4月1日実施)

日本歯科医師会

<注> 下記点数のうちゴシックは所定点数、() の点数は6歳未満の乳幼児又は著しく歯科診療が困難な者を診療した場合の点数。

ブ リ ッ ジ	プリッジ (1装置につき)			接着冠 (材料料を含む)				ポンティック (1歯につき) (材料料を含む)																																																								
			5歯以下	6歯以上			金パラ	前歯	小白歯	大白歯	小臼歯																																																					
	印象採得料		282 (423)	334 (501)	銀合金		1003	943	1191	1395	大臼歯																																																					
	咬合採得料		76 (114)	150 (225)	銀合金		405	345	359	1710	その他																																																					
	リティナー		100 (150)	300 (450)						483	銀合金																																																					
	試適料 (前歯部に係る場合)		40 (60)	80 (120)						1947	レジン前装金属																																																					
	装着料		150 (225)	300 (450)						1595	金パラ																																																					
	仮着料		40 (60)	80 (120)						1770	大臼歯																																																					
	内面処理加算1 (高強度硬質レジンブリッジ) +90 (+135)																																																															
	内面処理加算2 (接着ブリッジ) (接着冠ごとに) ... { 1歯...+45 (+68) 2歯...+90 (+135)}																																																															
注) ○5歯以下: 支台歯とポンティック数の合計が5歯以下の場合 6歯以上: 支台歯とポンティック数の合計が6歯以上の場合 ○接着ブリッジは、1歯欠損症例のみで、支台歯のうち1歯以上が接着ブリッジ支台歯の場合。																																																																
高強度硬質レジンブリッジ (1装置につき) (材料料を含む) 4229																																																																
クラ ウン・ ブリ ッ ジ 維 持 管 理 料	クラウン・ブリッジ維持管理料 (補管) (1装置につき) <small>《文書により情報提供を行った場合に算定》</small>			冠及びポンティックの修理																																																												
	<table border="1"><tr><td>歯冠補綴物</td><td>5歯以下 ブリッジ</td><td>6歯以上 ブリッジ</td></tr><tr><td>100</td><td>330</td><td>440</td></tr></table>			歯冠補綴物			5歯以下 ブリッジ	6歯以上 ブリッジ	100	330	440	<table border="1"><tr><td>レジン前装金属冠 レジン前装金属ポンティック</td><td>窓洞形成 + 充填 + 材料料 60 (90) 106 (159)</td></tr><tr><td>歯冠継続歯、レジンジャケット冠、ポン ティック、高強度硬質レジンブリッジ(修理 内容及び部位にかかわらず3歯として算定)</td><td>修理 + 人工歯料 70 (105)</td></tr></table>								レジン前装金属冠 レジン前装金属ポンティック	窓洞形成 + 充填 + 材料料 60 (90) 106 (159)	歯冠継続歯、レジンジャケット冠、ポン ティック、高強度硬質レジンブリッジ(修理 内容及び部位にかかわらず3歯として算定)	修理 + 人工歯料 70 (105)																																									
歯冠補綴物	5歯以下 ブリッジ	6歯以上 ブリッジ																																																														
100	330	440																																																														
レジン前装金属冠 レジン前装金属ポンティック	窓洞形成 + 充填 + 材料料 60 (90) 106 (159)																																																															
歯冠継続歯、レジンジャケット冠、ポン ティック、高強度硬質レジンブリッジ(修理 内容及び部位にかかわらず3歯として算定)	修理 + 人工歯料 70 (105)																																																															
注) ○5歯以下: 支台歯とポンティックの数の合計が5歯以下の場合 5歯以下の場合(高強度硬質レジンブリッジ含む) ○6歯以上: 支台歯とポンティックの数の合計が6歯以上の場合 6歯以上の場合																																																																
注) 当該補綴物の装着時に算定する。																																																																
印象採得料 (1装置につき)																																																																
<table border="1"><tr><td>単純印象</td><td>簡単なもの 42 (63)</td></tr><tr><td></td><td>困難なもの 72 (108)</td></tr><tr><td>連合印象</td><td>230 (391)</td></tr><tr><td>特殊印象</td><td>272 (462)</td></tr></table>			単純印象	簡単なもの 42 (63)		困難なもの 72 (108)	連合印象	230 (391)	特殊印象	272 (462)																																																						
単純印象	簡単なもの 42 (63)																																																															
	困難なもの 72 (108)																																																															
連合印象	230 (391)																																																															
特殊印象	272 (462)																																																															
咬合採得料 (1装置につき)																																																																
<table border="1"><tr><td>少數歯欠損 (1床1歯~8歯)</td><td>57 (97)</td></tr><tr><td>多數歯欠損 (1床9歯~14歯)</td><td>187 (318)</td></tr><tr><td>総義歯</td><td>283 (481)</td></tr></table>			少數歯欠損 (1床1歯~8歯)	57 (97)	多數歯欠損 (1床9歯~14歯)	187 (318)	総義歯	283 (481)																																																								
少數歯欠損 (1床1歯~8歯)	57 (97)																																																															
多數歯欠損 (1床9歯~14歯)	187 (318)																																																															
総義歯	283 (481)																																																															
仮床試適料 (1床につき)																																																																
有 床 義 歯	<table border="1"><tr><td>少數歯欠損 (1床1歯~8歯)</td><td>40 (60)</td></tr><tr><td>多數歯欠損 (1床9歯~14歯)</td><td>100 (150)</td></tr><tr><td>総義歯</td><td>190 (285)</td></tr></table>			少數歯欠損 (1床1歯~8歯)	40 (60)	多數歯欠損 (1床9歯~14歯)	100 (150)	総義歯	190 (285)																																																							
少數歯欠損 (1床1歯~8歯)	40 (60)																																																															
多數歯欠損 (1床9歯~14歯)	100 (150)																																																															
総義歯	190 (285)																																																															
磁性アタッチメント (材料料を含む)			有床義歯 (装着料・材料料を含む、人工歯料は別算定) <small>《 》内は歯科訪問診療料のみ算定患者の点数</small>																																																													
<table border="1"><tr><td>前歯・小白歯</td><td>レジン床義歯</td></tr><tr><td>大白歯</td><td>熱可塑性義歯</td></tr></table>			前歯・小白歯	レジン床義歯	大白歯	熱可塑性義歯	<table border="1"><tr><td>レジン床義歬</td><td>6月以内</td></tr><tr><td>熱可塑性義歬</td><td>6月以内</td></tr></table>								レジン床義歬	6月以内	熱可塑性義歬	6月以内																																														
前歯・小白歯	レジン床義歯																																																															
大白歯	熱可塑性義歯																																																															
レジン床義歬	6月以内																																																															
熱可塑性義歬	6月以内																																																															
<table border="1"><tr><td>キーパー付根面板 (キーパー代を含む)</td><td>金パラ</td><td>1095</td><td>1283</td></tr><tr><td></td><td>銀合金</td><td>611</td><td>621</td></tr><tr><td>磁石構造体</td><td></td><td>1037 (1167)</td><td></td></tr></table>			キーパー付根面板 (キーパー代を含む)	金パラ	1095	1283		銀合金	611	621	磁石構造体		1037 (1167)		<table border="1"><tr><td>レジン床義歬</td><td>1歯~4歯</td><td>656 (686)</td><td>727 (757)</td><td>276 (457) 427</td><td>168 (274) 244</td></tr><tr><td></td><td>5歯~8歯</td><td>795 (825)</td><td>949 (979)</td><td>328 (546) 516</td><td>194 (318) 288</td></tr><tr><td></td><td>9歯~11歯</td><td>1097 (1157)</td><td>1221 (1281)</td><td>490 (809) 749</td><td>305 (495) 435</td></tr><tr><td></td><td>12歯~14歯</td><td>1529 (1589)</td><td>1835 (1895)</td><td>692 (1152) 1092</td><td>406 (666) 606</td></tr><tr><td>総義歯</td><td></td><td>2424 (2539)</td><td>2949 (3064)</td><td>1020 (1688) 1573</td><td>625 (1017) 902</td></tr></table>								レジン床義歬	1歯~4歯	656 (686)	727 (757)	276 (457) 427	168 (274) 244		5歯~8歯	795 (825)	949 (979)	328 (546) 516	194 (318) 288		9歯~11歯	1097 (1157)	1221 (1281)	490 (809) 749	305 (495) 435		12歯~14歯	1529 (1589)	1835 (1895)	692 (1152) 1092	406 (666) 606	総義歯		2424 (2539)	2949 (3064)	1020 (1688) 1573	625 (1017) 902												
キーパー付根面板 (キーパー代を含む)	金パラ	1095	1283																																																													
	銀合金	611	621																																																													
磁石構造体		1037 (1167)																																																														
レジン床義歬	1歯~4歯	656 (686)	727 (757)	276 (457) 427	168 (274) 244																																																											
	5歯~8歯	795 (825)	949 (979)	328 (546) 516	194 (318) 288																																																											
	9歯~11歯	1097 (1157)	1221 (1281)	490 (809) 749	305 (495) 435																																																											
	12歯~14歯	1529 (1589)	1835 (1895)	692 (1152) 1092	406 (666) 606																																																											
総義歯		2424 (2539)	2949 (3064)	1020 (1688) 1573	625 (1017) 902																																																											
			<table border="1"><tr><td>シリコーン系</td><td>1596 (2551) 2436</td></tr><tr><td>6月以内</td><td>996 (1531) 1416</td></tr><tr><td>アクリル系</td><td>1530 (2485) 2370</td></tr><tr><td>6月以内</td><td>930 (1465) 1350</td></tr></table>								シリコーン系	1596 (2551) 2436	6月以内	996 (1531) 1416	アクリル系	1530 (2485) 2370	6月以内	930 (1465) 1350																																														
シリコーン系	1596 (2551) 2436																																																															
6月以内	996 (1531) 1416																																																															
アクリル系	1530 (2485) 2370																																																															
6月以内	930 (1465) 1350																																																															
			<table border="1"><tr><td>歯科技工加算1</td><td>+50 (+85)</td></tr><tr><td>歯科技工加算2</td><td>+30 (+51) +51</td></tr></table>								歯科技工加算1	+50 (+85)	歯科技工加算2	+30 (+51) +51																																																		
歯科技工加算1	+50 (+85)																																																															
歯科技工加算2	+30 (+51) +51																																																															
			<table border="1"><tr><td>少數歯欠損 (1歯~8歯)</td><td>60 (90)</td></tr><tr><td>多數歯欠損 (9歯~14歯)</td><td>120 (180)</td></tr><tr><td>総義歯</td><td>230 (345)</td></tr></table>								少數歯欠損 (1歯~8歯)	60 (90)	多數歯欠損 (9歯~14歯)	120 (180)	総義歯	230 (345)																																																
少數歯欠損 (1歯~8歯)	60 (90)																																																															
多數歯欠損 (9歯~14歯)	120 (180)																																																															
総義歯	230 (345)																																																															
			人工歯料 (有床義歯、ジャケット冠(乳歯))																																																													
有 床 義 歯	<table border="1"><tr><td>双子鉤</td><td>二腕鉤 (レスト付)</td></tr><tr><td>大大・大小</td><td>犬小・小小</td><td>大白歯</td><td>小白・犬歯</td><td>前歯</td></tr><tr><td>14 K</td><td>1418</td><td>1201</td><td>1181</td><td>962</td><td>795</td></tr><tr><td>金パラ</td><td>1275</td><td>1053</td><td>935</td><td>844</td><td>800</td></tr><tr><td>コバルトクロム合金</td><td>260</td><td>260</td><td>240</td><td>240</td><td>240</td></tr></table>			双子鉤	二腕鉤 (レスト付)	大大・大小	犬小・小小	大白歯	小白・犬歯	前歯	14 K	1418	1201	1181	962	795	金パラ	1275	1053	935	844	800	コバルトクロム合金	260	260	240	240	240	<table border="1"><tr><td>部位</td><td>前歯部</td><td>小・臼歯部</td></tr><tr><td>材 料</td><td>両側</td><td>片側</td><td>両側</td><td>片側</td></tr><tr><td>レジン歯</td><td>24</td><td>12</td><td>24</td><td>12</td></tr><tr><td>スルフロン樹脂</td><td>62</td><td>31</td><td>87</td><td>43</td></tr><tr><td>硬質レジン歯</td><td>58</td><td>29</td><td>73</td><td>37</td></tr><tr><td>床用陶歯</td><td>187</td><td>94</td><td>101</td><td>51</td></tr></table>								部位	前歯部	小・臼歯部	材 料	両側	片側	両側	片側	レジン歯	24	12	24	12	スルフロン樹脂	62	31	87	43	硬質レジン歯	58	29	73	37	床用陶歯	187	94	101	51
双子鉤	二腕鉤 (レスト付)																																																															
大大・大小	犬小・小小	大白歯	小白・犬歯	前歯																																																												
14 K	1418	1201	1181	962	795																																																											
金パラ	1275	1053	935	844	800																																																											
コバルトクロム合金	260	260	240	240	240																																																											
部位	前歯部	小・臼歯部																																																														
材 料	両側	片側	両側	片側																																																												
レジン歯	24	12	24	12																																																												
スルフロン樹脂	62	31	87	43																																																												
硬質レジン歯	58	29	73	37																																																												
床用陶歯	187	94	101	51																																																												
			補綴隙 (1個につき) 65																																																													
			有床義歯修理 (装着料を含む)																																																													
			<table border="1"><tr><td>6月以内の修理</td></tr></table>								6月以内の修理																																																					
6月以内の修理																																																																
			<table border="1"><tr><td>少數歯欠損 (1歯~8歯)</td><td>290 (435) 420</td></tr><tr><td>多數歯欠損 (9歯~14歯)</td><td>320 (480) 450</td></tr><tr><td>総義歯</td><td>375 (563) 505</td></tr></table>								少數歯欠損 (1歯~8歯)	290 (435) 420	多數歯欠損 (9歯~14歯)	320 (480) 450	総義歯	375 (563) 505																																																
少數歯欠損 (1歯~8歯)	290 (435) 420																																																															
多數歯欠損 (9歯~14歯)	320 (480) 450																																																															
総義歯	375 (563) 505																																																															
			<table border="1"><tr><td>歯科技工加算1 (院内技工士により当日に修理、新たな欠損に対する増歯の場合) +50 (+75) +75</td></tr><tr><td>歯科技工加算2 (院内技工士により翌日に修理、新たな欠損に対する増歯の場合) +30 (+45) +45</td></tr></table>								歯科技工加算1 (院内技工士により当日に修理、新たな欠損に対する増歯の場合) +50 (+75) +75	歯科技工加算2 (院内技工士により翌日に修理、新たな欠損に対する増歯の場合) +30 (+45) +45																																																				
歯科技工加算1 (院内技工士により当日に修理、新たな欠損に対する増歯の場合) +50 (+75) +75																																																																
歯科技工加算2 (院内技工士により翌日に修理、新たな欠損に対する増歯の場合) +30 (+45) +45																																																																
			<p>注) ○印象採得、咬合採得を行った場合はそれぞれの点数を算定する。 ○有床義歯の修理、床裏装の際、人工歯を使用した場合それぞれの人工歯料を別に算定する。</p>																																																													